

令和 6 年

郡山市教育委員会

9月定例会議事録

## 令和6年 郡山市教育委員会 9月定例会議事録

日 時 令和6年9月26日(木) 午後1時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 藤 田 浩 志  
職務代理者

委 員 阿 部 亜 巳 委 員 田 中 里 香

委 員 見 越 大 樹 委 員 佐 々 木 貞 子

出席者 教育総務部長 山 内 憲  
学校教育部長 二 瓶 元 嘉  
教育総務部次長兼総務課長 渡 辺 啓 一  
教育総務部次長兼生涯学習課長 宗 形 直 美  
学校教育部次長((併)こども部次長) 佐 藤 香  
中央公民館長 片 平 力 也  
中央図書館長 若 穂 困 豊  
美術館館長 永 山 多 貴 子  
学校管理課長 遠 藤 修  
学校教育推進課長 日 下 明 彦  
教育研修センター所長 吉 田 圭 輔  
総合教育支援センター所長 石 井 研 也  
教育総務部総務課長補佐 木 村 邦 則  
学校教育部学校管理課長補佐 阿 部 義 登  
教育総務部総務課総務管理係長 安 彦 直 人

書 記 柳 沼 飛 翔

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事  
なし
- 5 そ の 他
  - (1) 令和6年度全国学力・学習状況調査について
  - (2) 令和7年度入・就学者に係る特認校及び隣接区域選択制対象校の募集人数について
- 6 閉 会

教 育 長 本日は、傍聴人はおられません。  
只今から、郡山市教育委員会令和6年9月定例会を開会いたします。  
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。  
はじめに、令和6年8月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
令和6年8月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。  
次に、教育長報告として、私から4件報告させていただきます。  
資料を御確認ください。  
今回は、令和6年郡山市議会9月定例会市政一般質問の概要について御報告させていただきます。今回の議会におきましては、15名の議員から59件の質問がありました。主な質問につきましては、全国学力・学習状況調査について、不登校児童生徒の状況等について、特別支援教育の状況・今後の取り組みについてとなります。また、今回は美術館についての質問もありました。なお、各質問に対する答弁要旨につきましては、資料2ページ以降に

記載しておりますので後ほど御確認ください。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 続きます、「4 議事」に入りますが、本定例会には、提出案件はございませんので、「5 その他」に入ります。

はじめに、(1)「令和6年度全国学力・学習状況調査について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 資料を御覧ください。全国学力・学習状況調査につきましては、8月の総合教育会議において概要の説明をさせていただいておりますが、本日は結果の分析等について説明をさせていただきます。資料の「3 調査結果」を御覧ください。(1)結果概要でございますが、小学校6年生については、国語が全国平均と同程度で、算数は全国平均を下回っています。また、中学校3年生は国語が全国平均と同程度で、数学は全国平均をやや下回る結果となりました。3、4ページにはそれぞれの教科における各教科の結果と課題、改善策を記載しております。その中で、小学校6年生の国語について説明させていただきます。結果の欄の6行目以降に記載させていただいている通り、「話すこと、聞くこと」の正答率が2.6ポイント全国平均から下回っていることからその改善策として意見や提案など自分の考えを話したり、聞いたりする活動の工夫について改善が図られるように助言し強化を図ってまいりたいと思います。小学校の算数、中学校の国語、数学については資料記載の通りですので後ほど御確認ください。続いて5ページを御覧ください。(4)質問紙調査の結果と改善策の「ウ 分析」を御覧ください。質問事項から肯定的な回答の割合が高いものを3つ挙げさせていただきました。1つ目が教科の学習が大切だと思っている児童生徒が多く、自分の学習について見直し、次の学習につなげようとしている。2つ目が、いじめはどんな理由があっても許されないと思っている児童生徒が多く、人の役に立ちたい、人助けをしたい等、相手を思いやる道徳的心情が育っている。3つ目が朝食を毎日食べ、決まった時刻に起床・就寝している児童生徒が多く、基本的な生活習慣が身につけている。一方で、全国の割合を下回り課題が見られたところについては小学校と中学校で異なっており、小学校では、「学校が休みの日に1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか」という質問に対し、3時間以上していると回答した割合が全国では、11.6%であるのに対し、本市は10.4%となっております。休日の家庭学習の時間が3時間以上とれている割合が低い状況にあり家庭との連携を図りながら段階的に学年に応じた学習時間の設定ができるよう働きかけていき

たいと考えています。中学校では、「月曜日から金曜日、1日当たりどれくらいの時間、PC・タブレットなどのICT機器を、勉強のために使っていますか」という質問に対し、2時間以上使っていると回答した割合が全国は6.1%であるのに対し、本市は5.7%となっております。授業における活用だけではなく家庭学習においても効果的にICT機器を活用できるよう課題の与え方の工夫等について助言してまいりたいと思います。最後に7ページを御覧ください。③の学校質問紙では、児童生徒の考えをもとに思考、話し合いを行い課題を解決する授業を展開している学校、考えを発表、表現したりやりとりしたりする場面でICT機器の活用した授業を展開している学校、小中連携に取り組んでいる学校の割合が全国の平均を上回っております。資料中の「ウ 分析」に記載させていただいている今後の改善策としては、児童生徒同士のやりとりによる対話的な学びの工夫、中学校区をもとにした小中連携による共通課題の洗い出し、具体的な共通実践の継続が重要なことから今後の学校訪問における授業分科会での話し合いや11月に開催の学力向上支援事業全体会議での説明等で具体的に助言してまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長           説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

見 越 委 員           資料2ページ中の数値についてですが、インターネットで検索すると国語の平均正答率が67.8%となっております資料中の数値と差異があります。インターネット上の数値は私立を含んだ値であり、今回の資料は私立を除いた公立のみの数値ということでしょうか。

学校教育推進課長           おっしゃる通り、配布の資料は公立学校のみの値を掲載しております。

見 越 委 員           インターネット上の私立を含む値と公立のみの値を比較するとそこまで大きな差はありませんが、厳密に比較するためには私立を含む値と本市の値を比較するべきと感じました。

教 育 長           その他、御意見等はありませんでしょうか。

佐々木委員           資料5ページに記載がある、児童生徒が抱える問題については、各学校において担任をはじめとした対応を行っているところかと思いますが、児童生徒が抱える問題・悩み等の詳細については学校と教育委員会とで情報共

有を行っているのでしょうか。

学校教育推進課長 配布の資料には、郡山市全体の結果を掲載しておりますが、各学校において実態が異なっております。学校訪問の際に、それぞれの学校の実態について確認・助言を適宜行っております。委員がおっしゃる通り、様々な家庭状況がありますので状況に応じた個別の対応が必要であると考えております。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

藤田職務代理者 まず、資料5ページに記載がある家庭での学習時間についてですが、こちらから時間を決めて勉強を押し付けるようなやり方はあまり効果的ではないと考えています。児童生徒にとって勉強は嫌なものだというトラウマを植え付けてしまう危険性があるからです。将来、大人になって必要な時に必要な勉強をする時がくるにも関わらず、子どもの時にそのようなトラウマがあると勉強自体をやらなくなる恐れがあります。そのようにならないために、時間で縛る、課題を押し付ける等の指導は避けるべきと考えます。

次に、遊びの質についてですが、子ども達が興味を持って取り組むことがより記憶の定着につながりますので各教科においておすすめの書籍等の紹介など児童生徒が興味・関心を持てるような工夫も必要と考えます。

学校教育推進課長 委員がおっしゃる通り、興味・関心や目的意識が重要であると考えています。特に、中学生になると進路実現に向けて休日の勉強時間も増加傾向にあります。また、家庭でのゲーム・スマホ・YouTubeの視聴時間が多い生徒は勉強時間が少ない傾向にあるため家庭と連携しながら改善が必要であると考えています。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

阿 部 委 員 算数・数学の平均正答率についてですが、今年度の本市中学校3年生の結果と全国平均との差が令和3年度の本市小学校6年生の結果と全国平均の差よりも縮まっていることがわかります。この結果をもたらした具体的な要因としてはどのようなものがあるのでしょうか。

学校教育推進課長 年に2回、学力向上支援事業全体会議を開催し、それぞれの中学校区ごとに話し合いを行い各学区での共通課題についての解決策を議論し、その結果

を各学校へ共有し実践しております。そのような取り組みが今回の結果につながったと思います。

阿部委員 その会議では、授業内容の工夫や宿題・課題の出し方についても議論しているのでしょうか。

学校教育推進課長 そのような内容についても議論しており、例えば授業中での計算問題に取り組む時間や使用する教材についても話し合いを行っております。

教育長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

見越委員 資料5ページにある平日2時間以上勉強のためにICT機器を使用する児童生徒の割合が低いように感じます。この結果は平日2時間以上勉強する割合が低いことが原因なのかICT機器の使用状況が低いことが原因なのかどちらになるのでしょうか。

教育長 この質問事項は学校での授業と家庭学習を合わせたICT機器の利用時間を回答するものだと思いますので後者が原因かと思います。

藤田職務代理者 児童生徒へ配布のタブレット端末の使用時間の計測は可能なのでしょうか。

学校教育推進課長 現状では、計測等は行っておりません。

藤田職務代理者 今後そのような機能があれば、学習時間の達成状況に応じた報酬を与えるなどのゲーム感覚で児童生徒の学習意欲の向上にもつながると思いますがそのような活用方法はのでしょうか。

学校教育推進課長 タブレット・ICT教材の活用は重要であると考えますが、単純な使用時間の把握よりも授業における効果的な活用方法について検討・指導を行っていきたいと思います。

教育長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

田中委員 「学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか」という質問の「勉強」とは具体的にはどのような時間を指しているのでしょうか。

か。

学校教育推進課長 「勉強」といっても様々なものがあると思いますが、今回の調査結果については児童生徒が感覚的に勉強を行っている時間を回答したものとなっております。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 次に、(2)「令和7年度入・就学者に係る特認校及び隣接区域選択制対象校の募集人数について」について事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 資料の9ページを御覧ください。本市で導入しております特認校制、隣接区域選択制について説明させていただきます。まず、特認校制につきましては、従来の通学区域を残したままで、一定の条件を満たす学校から特定の学校について、通学区域に関係なく、就学を認める制度となっております。本市では、平成30年度から西田学園、平成31年度から金透小学校において導入しております。次に、隣接区域選択制につきましては、従来の通学区域を残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認める制度となっております。本市では、過大規模校対策として平成31年度から富田東小学校及び行健第二小学校に導入しております。特認校制及び隣接区域選択制の対象校については資料10ページを御覧ください。西田学園の対象校は25校、金透小学校の対象校は5校、富田東小学校の対象校は6校、行健第二小学校の対象校は4校となっております。また、該当となる各学校へ受入可能人数を照会したところ資料8ページ記載の人数となりました。今後、入学通知書が発送となる10月1日から10月31日までを募集期間とし学校教育推進課が窓口となり申請を受け付けます。  
説明は、以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

藤田職務代理者 資料10ページに特認校制の対象校は3年ごとに見直しを行うと記載がありますが、現時点で今後、特認校制対象校となる学校は決まっているのでしょうか。



学校教育部長      特認校制対象校については、通常学級数の条件があり、それを満たす学校を対象校として設定しております。ただ、学級数においては増減するため3年ごとに見直しを行っているところですので現時点で、特定の学校を新たに特認校制対象校とする考えはございません。また、西田学園は義務教育学校であり広く募集を行うため通常学級数12以上であることを条件としており、金透小学校については小規模校から就学を希望する生徒が増えると本来通学すべき学校の学級数が減少してしまうため、対象校の要件を通常学級数19以上としております。隣接区域制につきましては、富田東小学校、行健第二小学校の児童数が大幅な増加傾向にあるため通学できる範囲の学校に就学できるようにしているところであります。

藤田職務代理者      大規模校から分散して就学を認める制度も重要であると考えますが、一方で、児童生徒数が減少傾向にある郊外の学校への就学を認める制度についても検討する必要があると思います。そのような制度がなければ郊外の学校の廃校等について検討せざるを得ない状況にあると考えます。中長期的な政策となるとと思いますが今後検討していく必要があると思います。

学校教育部長      各学校の適正規模適正配置については、教育委員会で基準を設けて対応しているところでありますが、今後6年間の各小学校の就学見込人数のデータを分析し、それらを各学校・地域・保護者に提供し、話し合いを行いながら地域の実態に応じて検討を進めております。

藤田職務代理者      今の検討方法だと各地域内に限った対応となってしまう恐れがあります。例えば石筵分校の入学者が1名となり本校への就学を余儀なくされる状況にあります。そこで、今回説明のあった特認校制対象校の範囲を拡大し大規模校の学区内から郊外の学校へ就学できるようにすることも有効かと思えます。そのため、各地域に教育委員会から必要な情報提供を行うことで市全体的な政策の検討につなげることができると思います。

教 育 長      その他、御意見等はありませんでしょうか。

(なし)

教 育 長      本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長      ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和6年9月定例会を閉会  
いたします。

終了時刻 午後2時10分